

地区防災計画に関する「よくある質問 FAQ」

Q 地区防災計画は、なぜ必要なのですか

A 地区防災計画は、「命を守る共助の計画」です。近年の大きな地震災害では、発生直後に公共機関による救出救護等の対応が十分に行き届かない（公助の限界）ことが明らかとなっています。そのときに地区防災計画を作成していると、自主防災組織などが中心となり地区住民同士が協力して救助活動を行い、お互いの命を守ることができ被害を最小限に抑えることができます。

Q 地区防災計画を作成する利点は何ですか

A 突発的な災害時に何をすべきか、具体的な行動をあらかじめ示しておくことで、実際の災害時に慌てずに地域住民がお互いを助け合い、地域の命を守る体制ができ「誰もが助かる」ことが可能な地域となります。また、地区防災計画に取り組んでいただくことで、お互いに助け合う防災意識のもとで地域コミュニティの良好な関係がつけられ、より暮らしやすい地域となります。

Q 地区防災計画を作成するのに、どのような作業がありますか

A 地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することが可能となっており、地区住民等が取り組み可能な「身の丈に合った」実践的な計画を作ることができます。最初から高度な検討を行う必要はありません。すでに、渋川市内の全ての地区で避難タイムラインの取り組みで作成された防災マップ等が活用できますので多くの作業の必要はありません。具体的な作業内容を簡単に示します。まず、地区防災計画を作成する体制（チーム）をつくります。そしてチーム内で地区防災計画の内容（範囲・活動の目的や目標・平常時や災害時の活動・計画の見直し方法など）を決めます。作成しました地区防災計画（案）を計画対象地区総会などで居住者と合意形成を行います。合意が得られれば、渋川市に地区防災計画提案書を提出していただきます。

事前に地区住民に地区防災計画作成取り組みの合意形成をしておくことや直しをせずに済みます。

Q 渋川市に地区防災計画提案書を提出したあとは、どのようになりますか

A 渋川市に提出していただいた地区防災計画は「地区防災計画の提案に係る手続きについて」に記載しています流れに沿って、次の渋川市防災会議において審議をいたします。審議の結果、渋川市地域防災計画に定める必要があると認められた時は、審議結果通知書をもってその旨をお知らせします。また、渋川市地域防災計画の附則に地区防災計画名や策定年月等を掲載します。加えて、個人情報是非公開とし掲載可否を確認した上で、市公式ホームページに掲載させていただきます。

Q 地区防災計画を作成すると、地域住民にどのような負担が生じますか

A 地域住民が負担となることは基本的にありません。年1回程度の防災活動を通じ、地区の社会情勢を踏まえて地区防災計画の見直しを行うこととなります。地区の災害リスクに対し自分たちの命を守る体制を確認する作業です。負担と感ずることはないと思えます。また、防災活動については防災訓練をはじめとして、防災活動内容の種類やレベル・度合い、範囲等について、渋川市にご相談いただければ要望に応じた防災活動内容をご提案させていただくとともに可能な限り支援をいたします。

Q 渋川市では各自治会で避難タイムラインを作成していますが、地区防災計画との違いを教えてください

A 避難タイムラインは、自助に視点を置いたものとなっており、共助による具体的な行動まで検討されていません。一方で、地区防災計画は、「命を守る共助の計画」として、自助だけで対応できない災害に対し、地域住民がお互いを助け合い、地域の命を守る共助としての実効性のある体制をつくりあげるものです。

避難タイムラインは、自分や家族が地域の災害リスクに対し事前の備えを行い自分たちの命を守ります。しかし、大きな災害になれば自分たちだけでは、どうにもならない事態が生じます。その時に地区住民同士の助け合いの仕組みを地区防災計画によりつくりあげておくことで、お互いの命を守ることができ被害を最小限に抑えることができます。

Q 渋川市では地区防災計画を作成する場合に、どのような支援をしてもらえますか

A 渋川市では可能な限りの支援をします。特に、地区防災計画作成に向けた進め方等について、地区のご要望に応じて助言・支援をします。ただ、この地区防災計画は地区住民が主体となって自発的に行われる防災活動に関する計画であり、住民等の意向が強く反映されなければなりません。自分たちの地区の社会情勢や災害リスクを見つめ、事前にどのような助け合いの仕組みが必要かを考えていただきます。そのような場面でも渋川市は必要な情報や助言・支援をさせていただきます。

まずは、地区住民の有志の方々による「地区防災計画を作成する」意志が重要です。その方々にご相談させていただき、可能な範囲で最大限の支援をさせていただきます。

Q 地区防災計画が作成されていない地域では、何が困りますか

A 突発的な地震災害が発生した場合、発生直後に公共機関による迅速な救出救護等の対応が十分に行き届かない（公助の限界）可能性があります。一方、地区の住民は頭が真っ白になり「何をして良いのか」「誰が指示をするのか」など、救助活動が行われないうま時間が経過する可能性があります。地震災害は時間との闘いといわれています。倒壊家屋や家具の下敷きになっている人を早く助けることで高い生存率をもたらします。1995年の阪神淡路大震災では「倒壊家屋の下敷きで救出できずに焼死された方もおられます。早く救出できれば助かったかもしれないことが悔やまれるが、救出の人出が足りなかった」との報告もあります。

Q 地区防災計画を作成すると毎年防災訓練を行わなければならないのですか

A 地区防災計画は、単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要です。特に、突発的に発生する地震災害に対し実効性のある体制を確保しておくことが重要です。地区住民の皆さんが負担にならない範囲で、自主防災組織等を中心とした迅速な安否確認や地域コミュニティによる救助活動等についての防災活動を計画していただければと思います。

なお、渋川市に防災活動内容のご相談をいただければ、ご要望に応じた防災訓練をはじめとする防災活動について提案・支援をさせていただきます。

Q 自治会や自主防災組織が独自で防災訓練を実施したいと思うのですが、渋川市からは何か支援をしてもらえますか

A 渋川市にご相談いただければ、ご要望に応じた防災訓練内容の提案や支援等をさせていただきます。防災訓練には各種の訓練がありますので、地区にあった防災訓練を提案させていただきます。加えて防災訓練の進行に不慣れな場合は渋川市職員が防災訓練を進行するなどの支援も可能ですので、地区役員の方々だけで悩まずに、気軽にお声をおかけください。